

## はしがき

会社に関する規律の全面的な見直しがなされた会社法が平成17年6月29日に成立し、同年7月26日に公布された。その内容は、従来の考え方や取扱いについて抜本的な改正がなされた箇所も少なくなく、実務に与える影響は大きく、かつ広範囲に及ぶものであった。

その中でも決算公告や合併公告等の「法定公告」は、企業法務手続において重要な位置を占め、その内容次第では、手続全体の効力にも影響が生じ、登記が受理されないこともある。われわれ実務家としては、「法定公告」についてどのような変更・修正がなされているかを早急に検討する必要を感じていた。

そんな折、われわれ3人は、縁あって、独立行政法人国立印刷局が発行する官報のパンフレットである「官報と決算公告のおすすめ」の全面改訂作業に協力する機会を与えられた。このパンフレットは、官報公告のモデルとして、「法定公告」を行おうとする企業の公告文案作成の指針となるものと言えよう。

実務の指針ともなる会社法に準拠した新たなパンフレットの改訂作業は、会社法施行前という環境下で参考文献も少なく困難を極めたが、法務省をはじめとする多くの関係者の精力的なご支援を賜り、修正に修正を重ね、何とか会社法施行日までに完成させることができた。それが、現在、各地の法務局や官報取次所にて無料で配布されているパンフレット「会社法 決算公告のおすすめ」である（ぜひ、手にとっていただきたい）。

末席とはいえ、このような貴重な機会に参画させていただいたことにあらためて感謝申し上げる次第である。

会社法施行後数カ月が経過した今日、パンフレット「会社法 決算公告のおすすめ」では、紙幅の関係上、説明不足であることは否めないと感じはじめていたところ、株式会社商事法務の大林譲氏より、会社法に準拠した「法定公告」に関する書籍を刊行してみないかという過分なお誘いをいただいた。

本書は、このような経緯から企業の法務担当者や弁護士、公認会計士、司法書士等の専門家、そして官報等「法定公告」掲載に携わる取次所の方々の実務の一助となることを意図としたものである。

本書の構成は、「第1章 法定公告総説」、「第2章 決算公告の実例」、「第3章 その他法定公告の実例」とし、それぞれ、鈴木、岸川、金子が分担して執筆した。

なお、本書における意見、評価にわたる部分については、もとよりわれわれの個人的見解であるとともに、本書で取り上げた記載例等についても、今後、より実務に適応したものに変更や修正が加えられる場合があることをあらかじめお断りしておく。

本書執筆に当たり、独立行政法人国立印刷局の皆様には、多方面において貴重なアドバイスをいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

最後になったが、本書の企画、編集、校正においてご尽力いただいた株式会社商事法務の大林譲氏には、一同心から謝意を表する次第である。

平成18年12月

筆者

司法書士 鈴木 龍 介  
公認会計士 岸 川 勇 生  
司法書士 金 子 登志雄